

◆議案内容①

取締役解任の件

◆提案の内容①

以下の取締役を解任する。

代表取締役社長 嵯峨行介

◆提案の理由①

スルガ銀行は2018年10月に金融庁から発令された業務改善命令がいまだ解除されておらず、不誠実な対応を繰り返した結果、2021年には新たな被害者団体が立ち上がる事態を招き、より経営リスクが高まっている。また、有担保ローンの延滞率は9%を超え、646億円もの貸倒引当金を計上、株価も回復の兆しが見られないばかりか、預金の流出も歯止めがかからず、現経営陣のリスク管理能力の欠如が露呈している。

さらに、ホームページでは「早期解決に向け真摯に取り組む」と明言する一方、行内に向け嵯峨行介社長が発信した文書では、不正融資問題に対し「解決をご希望のお客さまには毅然とした対応をする方針」と敵対的な態度を露呈し、この言動の不一致により自らスルガ銀行は「昔と何も変わっていない」と示唆している。

このままではスルガ銀行は経営再建どころか昔に逆戻りしかねず、真の経営再建をめざすため嵯峨行介社長の解任を強く求める。

◆議案内容②

定款第2条第1項変更の件（資金の貸付けについて）

◆提案の内容②

定款第2条第1項を次の通りに変更する。

預金または定期預金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引。但し、個人の投資用及び事業用不動産の為の貸付けはしてはならない。

◆提案の理由②

スルガ銀行は個人の投資及び事業用不動産の為の貸付けに際し、行員自ら不動産業者に融資審査資料の改ざんの指示を出すなど不正行為に積極的に関与した結果、かぼちゃの馬車事件、アパートマンション不正融資事件を生み出すこととなり、経営状況は極度に悪化している。

加えてスルガ銀行は金融庁からの業務停止命令が明けた直後に個人の投資及び事業用不動産の購入資金の貸付けを再開し、旧態依然の方法で継続している。

3月のNHKの番組において、スルガ銀行行員自らが発言していた「スルガ銀行は何も変わっていない」状態でスルガ銀行が個人の投資及び事業用不動産への貸付けを行えば、再び不正行為が行われることは明白である。よってスルガ銀行による不正行為の再発防止、ひいては更なる詐欺被害者を生まないため、またこれ以上不良債権を増やさない為にも、個人の投資及び事業用不動産の為の貸付けを行わない旨を定款に定めることとする。

◆議案内容③

定款の一部変更の件（融資審査資料の受領方法について）

◆提案の内容③

融資審査資料は借入人本人から受領するものとし、不動産業者からは受け取らないことを定款に定める

◆提案の理由③

スルガ銀行は投資及び事業用不動産への貸付けに際し、行員自らの手を汚すことなく不正行為を完成させるため、不動産業者に融資審査資料の改ざんを指示しそれを受領していた。そしてそれを基に不正融資を行い、巨額の不良債権を発生させた。このようなことを無くすためには、不動産業者を介することなく直接融資審査資料を借入人本人から受領する必要がある。よって不動産業者から融資審査資料を受け取らない旨を定款に定めることとする。

◆議案内容④

定款の一部変更の件（不正行為の真偽確認方法について）

◆提案の内容④

顧客から改ざん・不正等を指摘された案件に関しては第三者委員会を設置した上で誠実な検証及び公表をすることとし、その旨を定款に定める。

◆提案の理由④

スルガ銀行は行員自ら不動産業者に融資審査資料の改ざんの指示を出すなど不正行為に関与し、多くの詐欺被害者を生むことになった。金融庁に対しては被害者に真摯な対応を行う旨を報告している一方、スルガ銀行の不正・改ざんを指摘する被害者に対しては「真摯な態度」ではなく「毅然とした態度（戦闘的態度を意味する）」で臨むよう嵯峨社長より社内徹底されているが、株主には不正融資問題に対して過去に何が行われていたのか、正確な情報を提供することが必要である。

2018年に公表された第三者委員会の報告書において、シェアハウスのみならずアパートマンション向け融資についても、行内に不正行為が横行していたことが指摘されていたが、実態解明には不十分であった。そのためアパートマンション向け融資に関する不正について、改めて誠実な検証を行う為に第三者委員会を設置する必要がある。そのことを担保する為定款に定める必要がある。

◆議案内容⑤

定款の一部変更の件（不正融資事件の迅速かつ正しい解決について）

◆提案の内容⑤

不正融資事件は迅速に正しい解決をする旨を定款に定める

◆提案の理由⑤

公共性の高い銀行、ましてやプライム市場に上場している銀行が、不動産業者と結託し顧客の預金通帳や源泉徴収票を改ざんしたり、不正融資に深く関与するなど前代未聞であり言語道断である。

シェアハウス不正融資事件は解決に至ったものの、アパートマンション不正融資事件については全く解決していない。しかも外国人に対しても被害が及んでいることが明らかになっている。アパートマンション不正融資事件の被害は極めて多人数、巨額にのぼる。これを放置してはスルガ銀行にとっても経営に不透明感がいつまでも残り、株主にとっても極めて不利益な事である。よって不正融資事件が起きた場合は迅速に正しい解決をすることが会社の維持発展の為に必要であるのでその旨定款に定める。

◆議案内容⑥

定款の一部変更の件（業務改善命令の解除に向けたマイルストーンの明示について）

◆提案の内容⑥

金融庁から発令されている業務改善命令の解除に向けたマイルストーンを明示し、決算説明会で進捗状況を報告することとし、その旨を定款に定める。

◆提案の理由⑥

スルガ銀行は2018年に金融庁から業務改善命令を受けているが、3年半も経った今でもそれは解除されていない。それはアパートマンション不正融資事件が適正に解決されていないからである。これはプライム市場に上場する金融機関として恥ずべき事実であり、由々しき問題である。

株主が経営陣を監視することで、一日も早い経営再建及び業務改善命令の解除が可能となる。

業務改善命令発令以降、金融庁との対話及び今現在スルガ銀行に課されている課題の全てを明示し、業務改善命令の解除を受けるために、いつまでに何を行うのかマイルストーンを明示することが、業務改善命令解除への第一歩である。マイルストーンに対する進捗状況を、四半期毎の決算発表及び決算説明会で報告することが重要である。そのことを担保する為定款に定める必要がある。

◆議案内容⑦

定款の一部変更の件（スルガ銀行が行った不正行為の株主への開示について）

◆提案の内容⑦

スルガ銀行において、銀行員の不正が発生した場合は、その不正行為の内容を株主に開示するものとし、その旨を定款に定める。

◆提案の理由⑦

スルガ銀行の元執行役員がスルガ銀行を相手取って起こした裁判において、スルガ銀行は営業ノルマ達成のために悪徳不動産業者と手を組み、資料を改ざんし、本来融資してはならない顧客に対して融資を実行したことが明らかになった。中には審査部が否決したにも関わらず、営業部門が恫喝して融資を実行したケースも存在した。これらの不正をしていた行員が今では支店長に就任している。

会社は株主のものである。よってスルガ銀行が行った全ての不正行為について株主に開示すべきである。

行員が不動産業者から受け取ったキックバック、行員が業者にLINEで送付した「エビどう？」をはじめとする融資審査資料の改ざん及び改ざん指示、行員と顧客の無面談での融資実行、行政機関の検査における検査忌避、生命保険の抱き合わせ販売の強要、歩積両建の強要等全ての不正行為を開示すべきである。それを担保するためその旨を定款に定める。

◆議案内容⑧

定款の一部変更の件（重要な訴訟案件の開示について）

◆提案の内容⑧

元役員および元執行役員に対する訴訟もしくは元役員および元執行役員からの訴訟については、その全容を株主に対して説明することとし、その旨を定款に定める。

◆提案の理由⑧

スルガ銀行は、不正融資の全責任を麻生元執行役員（C o - C O O）に押し付けて解雇し、それを不服とした麻生元執行役員が、スルガ銀行を相手取り訴訟を起こしている。

賠償請求額の面では、有価証券報告書等に掲載する「重要な訴訟」に該当しないというのがスルガ銀行の主張と推察するが、スルガ銀行の稼ぎ頭であった元執行役員がスルガ銀行を相手取って裁判（不正融資に関与していたのは自分だけではないとの主張）を起こしていることは、コーポレートガバナンスの面で「極めて重要な訴訟」である。またスルガ銀行は元オーナーの岡野家に対してそのガバナンスの不正を問い訴訟を起こしている。これも「極めて重要な訴訟」である。このような重要な訴訟の開示を確保するため定款で定める必要がある。

◆議案内容⑨

定款の一部変更の件（融資における不正行為に対する社外取締役への内部通報制度の設置について）

◆提案の内容⑨

スルガ銀行が行った全ての融資について、過去分も含めて不正行為について内部通報を受け付ける厳格な内部通報制度を設けることを定款に定める。

◆提案の理由⑨

現在に至るまで、スルガ銀行内に蔓延している不正融資については、社内のパワハラなどにより、不正行為を知りつつもその口外を自重した社員が多く存在した。結果的にスルガ銀行に金額面でも信用の面でも大きな損害を引き起こすこととなった。

スルガ銀行には一応、内部通報制度が存在するようだが、握り潰しや情報漏洩が横行し、全く機能していない。これを改善するにはより厳格な内部通報制度を設ける必要がある。そのためには窓口を社外取締役、独立した法律事務所もしくは内部通報受付専門会社に委託する、情報源秘密保持の厳格化、会社の誠実対応義務等を定める必要がある。

◆議案内容⑩

定款第14条変更の件（オンラインのみでの株主総会の非実施について）

◆提案の内容⑩

当銀行の株主総会は、沼津市で開催とし、オンラインのみでの開催はしない旨を定款に定める。

◆提案の理由⑩

現在、業務改善命令が3年半以上も継続している異常事態である状況を踏まえ、株主総会は沼津市での開催としオンラインのみでの開催はしない旨を定款に定めることで、経営陣ができるだけ多くの株主から意見を直接聞く機会を設けることを提案する。

特にオンラインに不慣れな株主に配慮し、オンラインのみでの開催は非実施にすべきである。

業務改善命令が継続している状況下において、安易な理由によるオンラインのみでの開催は株主との対話を放棄したに等しい。